

○追手門学院大学第2学友会センター使用規程

1995年11月9日

制定

(設置)

第1条 追手門学院大学（以下「本学」という。）に、追手門学院大学第2学友会センター（以下「第2センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 第2センターは、学友会追風活動の健全な育成及び発展を図り、学生の福利厚生に資することを目的とする。

(管理運営)

第3条 教務・学生支援部長は、第2センターの管理運営について責任を負う。また、管理運営に関する事務は、学生支援課において行う。

(使用者の範囲)

第4条 第2センターを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学学生及び学友会追風に所属する団体
- (2) 本学教職員
- (3) 教務・学生支援部長が許可した者

(使用日時)

第5条 第2センターを使用できる時間は午前9時から午後10時までとするが、次の各号に掲げる日は使用できない。ただし、教務・学生支援部長が必要と認めた場合は、使用日時の一部を変更することがある。

- (1) 大学休業中、教務・学生支援部長が定める一定期間
- (2) 第2センターの管理上必要な期間

(施設の区分)

第6条 第2センター内の施設の区分は、次のとおりとする。

- (1) 2階カルチャールーム
- (2) 3階アートルーム
- (3) 4階研修室
- (4) 4階ミーティングルーム
- (5) シャワー室
- (6) 倉庫

(施設の使用許可)

第7条 前条に規定する施設の使用は、学友会追風に所属する各団体の願い出に基づき、教務・学生支援部長が許可する。なお、使用許可を得た各団体の責任者は、その施設の管理に万全を期すとともに、使用上的一切の責任を負わなければならない。

(施設の使用手続)

第8条 第6条に規定する施設の使用は、学友会追風に所属する各団体より教務・学生支援部長に願い出なければならない。

(鍵の貸与)

第9条 第6条に規定する施設のうち第1号から第5号までの鍵は学生支援課が管理する。また、第6号の鍵は各団体の責任者に貸与する。なお、鍵の複製は禁止する。

(使用者の遵守事項)

第10条 第2センターの施設を使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 施設の転貸をしないこと。
- (3) 施設の改変及び設備・備品の移動を無断で行わないこと。
- (4) 火災及び盗難予防に努めること。
- (5) 第2センターでは喫煙しないこと。
- (6) 揭示その他これに類するものは、所定の場所以外にしないこと。
- (7) 第2センターでは飲酒しないこと。
- (8) 第2センターではスパイク等に類するもの及び下駄を使用しないこと。
- (9) 凶器、危険物等を搬入しないこと。
- (10) 学友会追風活動の場にふさわしい良好な環境づくりに努めること。
- (11) 活動上不必要的物品を搬入しないこと。

(使用延長の手続き)

第11条 第2センターの施設を規定の時間を超えて使用する場合は、学友会追風に所属する各団体より教務・学生支援部長に願い出なければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者が故意又は過失により施設、設備等を消失、又は破損した場合は、速やかに学生支援課に届け出て、遅滞なく原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、事情によっては教務・学生支援部長は、その額を減ずることがある。

(使用許可の取消し)

第13条 使用者がこの規程に違反した場合は、使用許可を取り消し、以後の使用を許可しない場合がある。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、第2センターの使用に関して必要な事項は、学友会追風運営委員会と協議し、教務・学生支援部長が定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、学生支援委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、1995年11月9日から施行する。

附 則

この規程は、2014年9月15日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。